

下水道設備(機械・電気)工事 一般仕様書

令和5年度

神戸市建設局

序 機械電気設備工事の施工管理について

神戸市建設局が発注する設備工事の施工にあたっては、設計書、特記仕様書、図面及び本書によるほか、下記の事項に留意し、遺漏なく完成させること。

1 品質管理

- (1) 下水道用設備として、次の基本的要件を満たすよう努めること。
 - ア 使用（環境）条件に適合した合理的な機構を備え、高機能であること。
 - イ 負荷変動等運転条件の変化に対して柔軟性に富み、安定性が高いこと。
 - ウ 苛酷な使用条件に対しても耐久性に優れ、信頼性、安全性が高いこと。
 - エ 省力・省エネルギー型（高効率型）で、維持管理費が低廉であること。
 - オ 人間工学に配慮し、わかりやすく、安全で使いやすいこと。
 - カ 日常の保守管理が簡単で、保全性、拡張性に優れていること。
 - キ 振動、騒音、大気汚染、悪臭等公害要因の発生を防止していること。
 - ク 外観、デザインに配慮し、近隣施設や周辺環境と調和していること。
- (2) 主要機器はもとより、補機、附属品についても上記の要件に留意して、高品質の製品（汎用品）を厳選し、設備全体としての総合性能、信頼度の向上を図ること。
- (3) 外注品の手配にあたっては、仕様内容を明示して早期に発注し、手違い、納期遅れなどが生じないように注意すること。
- (4) 機械装置の設計にあたっては、特に次の事項に留意すること。
 - ア 機械装置はあくまでも「単純明快・安全確実・堅牢長寿」を基本とし、多機能化等を追求するあまり必要以上に複雑化しないよう、創意工夫を凝らして洗練されたものとする。
 - イ 耐久部材（非交換重要部品）と消耗部材（交換部品）の区別（耐用寿命）を明確にし、消耗部材は容易に交換できる構造とする。
 - ウ 防食対策にあたっては、附属品、金具等の細部にいたるまで配慮し、設備全体の耐食性に整合がとれていること。
 - エ 屋外および湿潤場所に設置されるものは、水切りのよい構造とし点検歩廊及び階段の踏板には滑り止めを設ける。
 - オ 発熱部はもとより、熱（冷熱を含む）の影響を受けるものは、材質、構造（伸縮性）に十分配慮すること。また、熱による障害を防止するため、必要に応じて断熱、強制冷却等の措置を講じること。
 - カ ゴム、合成樹脂、繊維類、セラミック、その他非金属材料を使用する場合は、機械的強度（耐衝撃性、耐摩耗性等）はもとより、耐候性、耐熱性、耐油性、耐薬品性等必要な特性について十分吟味のうえ、使用条件に対して経年劣化の少ないものを選定すること。
 - キ 駆動装置、回転機器、その他動作機構部は、高効率、低騒音設計とし、保守管理の容易な潤滑方式および軸封方式を採用すること。また、保安上必要な箇所には保護カバーを設けるなどの措置を講じること。
 - ク パッケージ型の機器は、内部の保守点検が容易な構造とし、必要な箇所には内部監視窓、点検口（扉）を設けること。
 - ケ 計装機器、PLC等の電子機器は、ノイズ対策、環境対策を施した信頼性、耐久性の高いものを選定し、既存設備との互換性についても配慮すること。
 - コ 機器構造、基礎構造等の耐震性ならびに配管等の可とう性を十分確保すること。

2 工程管理

- (1) 完成期限を厳守することは勿論であるが、施工途中の各工程についても常に進捗状況を的確に把握し、遅延しないよう管理すること。
- (2) 承諾図書提出時期、現場工事着手時期、主要機器の工場検査および現場搬入時期、総合試運転時期等は遅れないよう注意すること。
- (3) 現場工事が他工事と競合する場合は、相互の連絡調整を密にし、全体の工程が遅れないよう協力すること。
- (4) 現場代理人は、請負人の現場代表者としての職責をよく自覚し、作業員全員の指揮監督はもとより、工事監理業務全般について迅速、的確に処理すること。
- (5) 下請負人には、熟練工を擁する技術力、機動力を備えた信頼できる専門業者を選定すること。
- (6) 工程毎の自主検査を厳重に行い、写真撮影を含めチェック漏れのないよう注意すること。

3 安全管理

- (1) 請負人自らの責任において、工事現場の安全管理を自主的に行い、災害の発生を防止すること。
- (2) 安全管理にあたっては、当該工事において実際に発生するおそれがあると考えられる危険や災害について、事前に十分な予測を行い、これに対して実効のある安全対策を実施すること。
- (3) 具体的な安全対策は「施工計画書」に明記のうえ、これに基づき実施するものとするが、常に現場の状況を的確に把握し、場合によっては臨機応変の措置を講じること。
特に、処理場、ポンプ場等の電気工作物に関する工事を行う場合は、工事の保安を確保するため、「神戸市建設局（下水道部門）自家用電気工作物保安規程細則」第10条第1項に規定されている保安要綱をみずから定め、これを「施工計画書」に明記し遵守すること。
- (4) 施工区域の管理責任を明確にし、労働災害はもとより、破損、汚損、濡損、火災、盗難等の事故を起こさないよう常に細心の注意をはらうこと。
- (5) 稼動中の施設内で施工する場合は、安全通路の確保、既存施設の保護等必要な措置を講じ、当該施設の日常業務に支障のないよう配慮すること。特に、運転中の設備を一時停止して改造、接続等の工事を行う場合は、周到な準備と緊密な連絡体制のもとに、短時間で遺漏なく施工すること。
- (6) 工事現場の整理整頓に努め、騒音、振動、粉塵等工事公害要因の発生防止に留意するとともに、工事用車両が現場周辺で事故を起こさないよう注意すること。
- (7) 駐車場所、喫煙場所、トイレ、ゴミ、廃材置場等については指定場所を定め、工事現場の秩序を保つこと。なお、工事現場で廃材の焼却、焚火などをしてはならない。

4 その他の留意事項

- (1) 承諾図書、完成図書を含む提出書類は、見易くわかりやすいように作成し、コピーの繰り返しなどにより不鮮明になった用紙を使用しないこと。
- (2) 工事写真の撮影にあたっては、露出不足（ストロボの光量不足）にならないよう配慮し、不鮮明なものや構図の悪い写真は除外すること。
- (3) 運送会社により物品を現場へ発送する場合は、発送状に工事名、元請負人名を明記し、請負人が直接受取ること。
- (4) 施工計画書及び施工体制台帳に添付する資格者証の写しについては、「本籍地」「生年月日」「年齢」「住所」「性別」についてはマスキングを行うこと。また建退共手帳の写しも提出しないこと（個人情報の保護）

第 1 章 総 則

第 1 節	総 則	
1.	適用範囲	1
2.	用語の定義	1
3.	設計図書の照査等	3
4.	施工計画書	3
5.	システム設計	4
6.	工事カルテ作成、登録	4
7.	監督員	4
8.	工事用地等の使用	4
9.	工事の着手	5
10.	工事の下請負	5
11.	施工体制台帳	5
12.	請負人相互の協力	6
13.	調査・試験に対する協力	6
14.	工事の一時中止	6
15.	設計図書の変更	7
16.	工期変更	7
17.	工事現場発生品	7
18.	監督員による検査(確認を含む)及び立会等	8
19.	工事完成検査	9
20.	出来高検査等	9
21.	部分使用	10
22.	施工管理	10
23.	履行報告	10
24.	工事関係者に対する処置請求	11
25.	後片付け	11
26.	事故報告書	11
27.	環境対策	11
28.	文化財の保護	12
29.	施設管理	12
30.	不法無線局の排除	12
31.	諸法令の遵守	12
32.	官公庁等への手続等	15
33.	施工時間の変更	16
34.	事前調査	16
35.	提出書類	16
36.	不可抗力による損害	16

37.	特許権等	17
38.	保険の付保及び事故の補償	17
39.	臨機の措置	18
40.	集中豪雨等の対策	18
41.	工事用電力及び水	18
42.	現場事務所・資材置き場等	19
43.	承諾図書	19
44.	品質及び出来形	19
45.	工事写真	19
46.	完成図書	19
47.	他の仕様書の適用	19

第 2 節 検 査

1.	検査等の種類	20
2.	検査の内容	20
3.	完成検査	20
4.	既済部分検査	21
5.	完済部分検査	21
6.	中間技術検査	21
7.	担保検査	22
8.	機器・工事資材搬入の確認	22
9.	請負人が行う検査	22
10.	官庁検査等	23

第 2 章 安 全 管 理

1.	工事中の安全管理	24
2.	足場等の仮設設置	26
3.	酸素欠乏症等防止対策	27
4.	交通安全管理	27
5.	鉛・クロム入り塗料の剥離作業	28

第 3 章 機械設備

第 1 節	共通事項	
1.	準拠規格	29
2.	製品について	29
3.	設計製作	29
第 2 節	機器等	
第 1 項	一般事項	30
1.	材料	30
2.	構造	31
3.	工作	31
4.	振動・騒音測定	32
5.	圧力計・温度計	33
6.	電装品	35
7.	銘板	35
8.	付属品	35
第 2 項	駆動装置	37
1.	電動機	37
2.	伝動機構	37
3.	給油	37
第 3 項	点検歩廊等	38
1.	歩廊・階段	38
2.	鋼製手摺	39
3.	ステンレス製手摺	39
4.	鋼製蓋	39
5.	FRP・合成木材蓋	41
第 3 節	据付工事	
1.	一般事項	42
2.	コンクリートはつり	42
3.	基礎	42
4.	機器基礎アンカーボルト	43
5.	据付	46

第 4 節	配管材料	
第 1 項	用途別配管	47
第 2 項	規格、加工法	47
	1. ダクタイル鋳鉄管	47
	2. 配管用炭素鋼管(黒)【SGP】	48
	3. 水道配管用亜鉛めっき鋼管【SGPW】	48
	4. 配管用アーク溶接炭素鋼管(溶融亜鉛めっき)【STPY-Znトブ】	48
	5. 塩ビライニング鋼管【SGP-VB】【SGP-FVB】	49
	6. 配管用ステンレス鋼管【SUS304TP】【SUS304TPY】	49
	7. 硬質塩化ビニル管【VU】【VP】【HIVP】	49
	8. 再生硬質塩化ビニル管【RF-VP】	49
第 3 項	弁類等	50
	1. 共通事項	50
	2. 弁類一覧	51
	3. 電動弁	53
	4. 空気作動弁	54
	5. 伸縮管・可とう管	55
	6. ハウジング形継手	55
第 4 項	付属材料	56
	1. フランジ締結用ボルト・ナット	56
	2. ガスケット	56
	3. 配管支持金具	56
	4. 配管施工参考図	58
第 5 節	配管工事	
第 1 項	一般事項	61
	1. 立会い	61
	2. 施工時の注意事項	61
	3. 表示	62
第 2 項	地下埋設	62
	1. 掘削	62
	2. 防食	62
第 3 項	被覆工	63
	1. 被覆種別	63
	2. 被覆材・保温材	64
	3. 施工方法	65

第 6 節	ダクト工事	
第 1 項	ダクト材料	66
1.	用途別ダクト	66
2.	硬質塩化ビニル製矩形ダクト（矩形）	66
3.	硬質塩化ビニル製ダクト（円形）	66
4.	FRP 製ダクト（ガラス繊維強化プラスチック）	67
5.	ガラス繊維強化塩化ビニル製ダクト（FSV）	67
6.	SUS 製ダクト（燃料排気）	67
7.	亜鉛鉄板製ダクト	67
8.	接合材	68
第 2 項	ダクト付属品	68
1.	吸込口	68
2.	風量調節ダンパ	68
3.	密閉ダンパ	68
4.	たわみ継手	68
5.	風量測定口	68
6.	防火ダンパ	68
第 3 項	製作・取付	69
1.	一般事項	69
2.	製作・取付	69
3.	支持金具	72
4.	施工要領図	73
第 7 節	塗 装	
第 1 項	一般事項	75
1.	共通事項	75
2.	工場塗装	75
3.	現場塗装	75
第 2 項	塗装工種分類	75
1.	塗装種別	75
2.	ケレン種別	77
3.	膜厚・塗装間隔・種別	77
4.	膜厚測定箇所	78
5.	塗装色	78
第 3 項	文字・矢印表示	80
第 4 項	防食塗装	82

第 8 節 各種確認・試験・検査等

1. 現場における完成検査前に実施する各種確認・試験、調整運転等・ 83
2. 機器類の試運転・各種試験…………… 83
3. 配管類の各種検査・試験…………… 83
4. 検査機関による検査を受ける製品…………… 84
5. 官公庁の検査…………… 84
6. 別途工事での検査等に協力する義務…………… 84
7. クレーン・モノレールホイストの荷重試験…………… 84

第 4 章 電 気 設 備

第 1 節	共通事項	
1.	遵守法令、準拠規格等	85
2.	用語の意味	85
3.	使用状態	85
4.	附属品	85
5.	製品について	85
6.	設計製作	85
第 2 節	機 器	
第 1 項	電気機械器具	86
1.	断路器・負荷開閉器	86
2.	遮断器	86
3.	避雷器	87
4.	変圧器	87
5.	電力ヒューズ	88
6.	高圧電磁接触器	88
7.	高圧コンビネーションスタータ	88
8.	電力用コンデンサ	88
9.	計器用変成器	89
10.	電力用保護継電器	89
11.	電気計器	90
12.	電磁開閉器（低圧用）	90
13.	電動機用静止形保護継電器	91
14.	漏電継電器	91
15.	V V V F 装置	91
16.	プログラマブルコントローラ	91
17.	I T V 装置	92
18.	制御スイッチ	93
19.	補助継電器	93
20.	限時継電器	93
21.	運転時間計	93
22.	表示灯	94
23.	表示灯用レンズ	94
24.	発電装置	95
第 2 項	配電盤・制御盤等	96
1.	共通事項	96
2.	特高および高圧配電盤	101

	3.	低圧配電盤および動力制御盤	102
	4.	総括盤、計装盤、伝送装置盤	108
	5.	直流電源盤	110
	6.	無停電電源盤	110
	7.	遠方監視制御盤	111
	8.	現場操作盤	111
	9.	作業用電源盤	117
第 3 項		計装機器	119
	1.	概要	119
	2.	一般事項	119
	3.	発信部	121
	(1)	流量測定	121
	(2)	液位測定	124
	(3)	温度測定	127
	(4)	水質測定	128
	4.	受信部	131
	(1)	演算器	131
	(2)	表示器・記録計	135
	(3)	設定・調節計器	136
第 3 節		据付工事（電気工事）	
第 1 項		共通事項	138
	1.	適用範囲	138
	2.	留意事項	138
	3.	電線管使用区分	138
	4.	塗装	139
	5.	あと施工アンカー	139
第 2 項		材料	139
	1.	電線	139
	2.	光ファイバーケーブル	140
	3.	鋼製電線管、附属品	141
	4.	金属製可とう電線管、附属品	141
	5.	硬質塩化ビニル電線管、附属品	141
	6.	合成樹脂製可とう電線管、附属品	141
	7.	波付硬質合成樹脂管	141
	8.	バスダクト	141
	9.	プルボックス	141
	10.	金属ダクト	142
	11.	アルミ製ケーブルラック	143
	12.	接地電極	144

第 3 項	据付工事	145
1.	自立形配電盤・制御盤等の据付	145
2.	特別高圧変圧器、高圧変圧器、自家発電設備の据付	146
3.	基礎工事一般事項	147
4.	現場操作盤の据付	147
5.	計装機器の据付	148
第 4 項	金属管（鋼製電線管）工事	149
1.	施工場所	149
2.	電線管の選定	149
3.	電線管の屈曲	149
4.	管相互の接続	150
5.	管とボックスの接続	150
6.	接続箇所などの防湿・防錆処理	150
7.	管端口の処理	150
8.	空配管	150
9.	コンクリート埋込配管	150
10.	露出配管	151
11.	その他	151
12.	適合規格	151
第 5 項	合成樹脂管工事	152
1.	施工場所	152
2.	工事方法	152
3.	管の支持	152
4.	管の接続	152
5.	適合規格	152
第 6 項	バスダクト工事	152
第 7 項	金属ダクト工事	152
1.	施工場所	152
2.	取付け	152
3.	適合規格	153
第 8 項	ケーブルラック工事	153
1.	施工場所	153
2.	取付け	153
第 9 項	ケーブルピット工事	154
第 10 項	フリーアクセスフロア工事	155
第 11 項	地中埋設工事	155
1.	管路式による場合	155
2.	直接埋設式による場合	156
3.	適合規格	156
第 12 項	架空ケーブル工事	156

第 13 項	配線工事	157
1.	ケーブル太さの決定	157
2.	ケーブルの端末処理	157
3.	ケーブルの布設	157
4.	光ファイバーケーブル	157
5.	ケーブルの接続	158
6.	発熱部との隔離	158
7.	機器端子の接続	158
8.	現場操作盤の結露対策	158
9.	適合規格	158
第 14 項	接地工事	159
1.	基本事項	159
2.	接地種別	160
3.	接地工事の施工方法	161
4.	接地分岐線太さの選定	161
5.	適合規格	163
第 15 項	防火区画貫通部処理	163
1.	基本事項	163
2.	使用材料	163
3.	工法	163
第 16 項	防爆工事	166
1.	基本事項	166
2.	用語	166
3.	防爆電気配線	166
4.	金属管工事	167
5.	防爆電気機器	167
6.	爆発性雰囲気の流れ防止及びシーリング	168
7.	接地	168
8.	電氣的保護システム	168
第 4 節	社内検査	
1.	社内検査の規格基準	169
2.	工場における社内検査の実施項目	169
3.	現場における社内検査の実施項目	169
参考	電気設備準拠規格等一覧表	171

付 録

付録	提出書類一覧（工事請負）	175
付録	提出書類一覧（その他請負）	177
付録	基準法令一覧表	178
付録	耐震クラス	181
付録	承諾図書一覧表	185
付録	施工計画書作成要領	187
付録	工事記録写真帳作成要領	233
付録	完成図書作成要領	239
付録	工事成果品電子納品要領・完成図書等電子納品仕様書	243
付録	社内(工場)検査実施の順序	249
付録	社内(現場)検査実施の順序	250
付録	各書類提出根拠	251
付録	掲示が必要な工事関係標識類	252

第1章 総 則

第1章 総則

第1節 総則

1. 適用範囲

- (1) 本下水道設備(機械・電気)工事一般仕様書(以下「一般仕様書」という。)は、神戸市建設局が発注する下水道用機械・電気設備工事(以下「工事」という。)に係る工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書、図面、一般仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字等が相違する場合、請負人は本市に確認して指示を受けなければならない。
- (4) 設計図書は、SI単位を使用するものとする。

2. 用語の定義

- (1) 本仕様書その他設計書で用いる用語の定義は、関係法規で用いる用語の定義に準ずるほか下記による。
- (2) 本仕様で規定されている監督員とは、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称している。
- (3) 本仕様で規定されている総括監督員とは、工事の監督の事務を掌理し、他の監督員を指揮監督する監督員をいう。
- (4) 本仕様で規定されている主任監督員とは、工事の監督の事務を主任し、担当監督員を指揮監督する監督員をいう。
- (5) 本仕様で規定されている担当監督員とは、総括監督員、主任監督員以外の監督員をいう。
- (6) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (7) 「設計図書」とは、設計書、特記仕様書、図面、一般仕様書及び質疑回答書をいう。
- (8) 「仕様書」とは、各工事に共通する一般仕様書と各工事に規定される特記仕様書を総称している。
- (9) 「一般仕様書」とは、設計、製作、現場工事、検査等の技術的要求、及び事務手続き等を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- (10) 「特記仕様書」とは、一般仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (11) 「質疑回答書」とは、入札参加者からの質問に対して本市が回答する書面をいう。
- (12) 「図面」とは、入札に際して本市が示した設計図、本市から変更又は追加された設計図をいう。
なお、設計図書に基づき監督員が請負人に指示した図面および請負人が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- (13) 「指示」とは監督員が請負人に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (14) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項で、監督員または請負人が書面により同意することをいう。

- (15)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、監督員と請負人が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (16)「提出」とは、監督員が請負人に対し、又は請負人が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (17)「提示」とは、監督員が請負人に対し、又は請負人が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (18)「報告」とは、請負人が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (19)「通知」とは、監督員が請負人に対し、又は請負人が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名、押印又は氏名及び連絡先の記載により有効とする。ただし、紙媒体での提出を原則とする。
緊急を要する場合は、ファクシミリ及び E メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
- (21)「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (22)「立会」とは、契約図書に示された事項において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (23)「工事検査」とは、検査員が契約書第29条、第36条、第37条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- (24)「検査員」とは、契約書第29条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために本市が定めた者をいう。
- (25)「同等以上の品質」とは、品質について、設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の保証する品質の確認を得たもの、若しくは、本市の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、請負人の負担とする。
- (26)「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間であり、準備、跡片付け及び関係書類の整理・提出等全て含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (27)「工事着工日」とは、工期の始期日(契約日の翌日)又は設計図書において規定する始期日をいう。
- (28)「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
- (29)「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- (30)「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。
- (31)「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
- (32)「SI単位」とは、国際単位系をいう。
- (33)「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。
- (34)「本市」とは、監督員その他工事施工に関し権限を有する者をいう。

3. 設計図書の照査等

- (1) 請負人からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負人に図面を貸与することができる。ただし、市販及び公開されているものについては、請負人が備えるものとする。
- (2) 請負人は、工事の施工にあたり、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、本市にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合図、施工図等を含むものとする。また、請負人は本市から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- (3) 請負人は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を本市の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

4. 施工計画書

- (1) 請負人は、契約締結後速やかに工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての「施工計画書」を「施工計画書作成要領」(付録 参照)により作成し、本市に提出しなければならない。

請負人は、「施工計画書」を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、請負人は、「施工計画書」に次の事項について記載しなければならない。また、本市がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負人は補修工事等においては本市の承諾を得て記載内容の一部を省略又は変更することができる。

- ア. 工事概要
- イ. 計画工程表
- ウ. 請負人担当組織表
- エ. 品質管理方針
- オ. 機器製作計画表
- カ. 機器等製作組織表
- キ. 機器承諾図
- ク. 機器管理計画
- ケ. 実施工程表
- コ. 現場組織表
- サ. 安全管理
- シ. 主要資材
- ス. 施工方法(主要機器、仮設備計画、工事用地等含む)
- セ. 施工管理計画
- ソ. 緊急時の体制及び対応
- タ. 交通管理
- チ. 環境対策
- ツ. 現場作業環境の整備
- テ. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- ト. その他

- (2) 請負人は、「施工計画書」の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

- (3) 本市が指示した事項については、請負人は、さらに詳細な「施工計画書」を提出しなければならない。

5. システム設計

- (1) システム設計は、施工に先だち、請負人自らが自社の責任で行う。
- (2) システム設計とは、設計図書に基づく確認・検討・打合せ・調整等(各種容量等に関する確認、既設設備との確認等を含む)及び関連する工事(土木・建築・建築設備・プラント設備等)との取合いを経て、施設に合った最適な機器・材料を選択し、システムとしての組合せを行い、最終的には据付けまでに係る技術的な検討を行うことをいう(フローシート、機器配置図、機器基礎図、配管図の作成を含む)。
- (3) システム設計には、耐震に係る機器等の基礎ボルトの強度計算書の作成も含む。

6. 工事カルテ作成、登録

請負人は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成、訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請をしなければならない。

登録要件が発生した日については、受注時は契約日、登録内容の変更時は変更があった日、完成時は工事完成日とする。登録要件が発生した日から、土曜日、日曜日、祝日等を除く 10 日以内に登録機関に登録申請をしなければならない。ただし、訂正時は適宜とする。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負人に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

7. 監督員

- (1) 当該工事における監督員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
- (2) 監督員がその権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、請負人に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と請負人の両者が指示内容等を確認するものとする。

8. 工事用地等の使用

- (1) 請負人は、本市から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- (2) 設計図書において請負人が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負人が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負人が必要とする用地とは、営繕用地(請負人の現場事務所、駐車場)及び機器等の組立作業

に専ら請負人が使用する用地等をいう。

- (3) 請負人は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- (4) 請負人は、第 1 項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は本市の指示に従い復旧の上、直ちに本市に返還しなければならない。工事の途中において、本市が返還を要求したときも同様とする。
- (5) 本市は、第 1 項に規定した工事用地等について請負人が復旧の義務を履行しないときは請負人の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負人に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負人は、復旧に要した費用に関して本市に異議を申し立てることができない。

9. 工事の着手

請負人は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り契約締結後、速やかに工事に着手しなければならない。

10. 工事の下請負

下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 請負人が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が神戸市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない者を使用すること。
- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

11. 施工体制台帳

- (1) 請負人は、工事を施工するために下請契約を締結したときのほか、低入札価格調査手続要綱第 4 条の基準価格を下回る価格で落札したときは、別に定める国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号、国港建第 112 号、国空建第 68 号)に従って記載した「施工体制台帳」を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督員に提出しなければならない。
- (2) 第 1 項の請負人は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号、国港建第 112 号、国空建第 68 号)に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。また、請負人は、施工体系図を所定の様式により監督員に提出しなければならない。
- (3) 第 1 項の請負人は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員に提出しなければならない。

12. 請負人相互の協力

請負人は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者及び関係者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

13. 調査・試験に対する協力

- (1) 請負人は、本市が自ら又は監督員が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、本市は、具体的な内容等を事前に請負人に通知するものとする。
- (2) 請負人は、当該工事が本市の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - ア. 調査票等に必要事項を正確に記入し、本市に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - イ. 調査票等を提出した事業所を本市が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - ウ. 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - エ. 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (3) 請負人は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査及び施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
- (4) 請負人は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
- (5) 請負人は、工事現場において独自の調査・試験を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。また、請負人は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に本市に説明し、承諾を得なければならない。

14. 工事の一時中止

- (1) 本市は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、請負人に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、39.臨機の措置により、請負人は、適切に対応しなければならない。
 - ア. 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適切又は不可能となった場合
 - イ. 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合
 - ウ. 工事着工後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当または不可能となった場合

- (2) 本市は、請負人が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負人に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。
- (3) 前 2 項の場合において、請負人は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する施工計画書を監督員に提出し、承諾を得るものとする。また、請負人は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

15. 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して本市が示した設計図書を、請負人に行った工事の変更指示に基づき、本市が修正することをいう。

16. 工期変更

- (1) 請負人は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に係る設計図書の変更又は訂正の指示があったときに工期の変更が必要な場合は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、「工期変更申請書」を監督員に提出するものとする。
- (2) 請負人は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となったときに工期の変更が必要な場合は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、「工期変更申請書」を監督員に提出するものとする。
- (3) 請負人は、契約書第 21 条に基づき工期の変更を求める場合、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、「工期変更申請書」を監督員に提出するものとする。

17. 工事現場発生品

- (1) 請負人は、工事施工によって生じた現場発生品を原則、請負人が処分しなければならない。但し、本市の指定する有価物については、本市指定場所に引渡すこと。引渡しに当たっては、分別を行い、指定場所に搬入を行った後、保管状況を写真撮影するとともに、「有価物発生調書兼引渡書」を作成の上、監督員に提出し、確認を受けなければならない。現場発生品引渡しの有無については特記仕様書による。
- (2) 請負人は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに本市にその写しを提示しなければならない。なお、廃棄物管理票(マニフェスト)については、D票の写しを本市に提示するものとする。また、電子マニフェストを使用した場合、データのダウンロードの写しを提示するものとする。
- (3) 請負人は、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通事務次官通達)、「再生資源の利用の促進について」(建設大臣官房技術審議官通達)、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国土交通事務次官通達)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- (4) 請負人は、「建設リサイクル法」の対象建設工事(『請負金額 500 万円以上』かつ『特定建設資材(「コンクリート」「コンクリート及び鉄から成る建設資材」「アスファルト」「木材」)を使用または排出する工事』)においては、「再生資源利用計画書」および「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めなければならない。また「建設リサイクル法」第 11 条の通知のため、

現場施工着手の 10 日前までに電子データを監督員へ提出しなければならない。データの作成・登録にあたっては、原則として建設副産物情報交換システム(COBRIS)を用いること。ただし、その使用が難しい場合は、国土交通省の指定する Excel 様式で提出してもよい。

- (5) 請負人は、「建設リサイクル法」の対象建設工事においては、工事完了後速やかに「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設リサイクル法」の第 18 条により電子データを監督員に提出しなければならない。
- (6) 請負人は「建設リサイクル法」の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が 100%未満の項目がある場合（建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など）、工事完了後速やかに「リサイクル阻害要因説明書」を作成し、電子データを監督員に提出しなければならない。
https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kensetsu_recycle_11.html
- (7) 請負人は、請負金額 500 万円以上の場合もしくは、床面積 80 ㎡以上の建築物の解体工事を含む場合は、「建設リサイクル法」の手続き以外に「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」により、「建設資材廃棄物引渡完了報告書」として「各廃棄物のマニフェスト(B2 票)写し」など必要書類を産業廃棄物処理業者（中間処置業者または最終処分業者）へ引渡してから 15 日以内に e-KOBE(神戸市スマート申請システム)にて環境局環境保全課に提出しなければならない。加えて、申請手続きが完了したことを監督員に提示しなければならない。
- (8) 請負人は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則」(H17.04.01)により、産業廃棄物収集運搬車は、表示及び書面の備えつけをしなければならない。

18. 監督員による検査(確認を含む)及び立会等

- (1) 請負人は設計図書に従って、工事の施工について監督員の立会にあたっては、あらかじめ監督員に依頼しなければならない。
- (2) 監督員は、工事が契約図書どおりおこなわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、請負人はこれに協力しなければならない。
- (3) 請負人は、監督員による検査(確認を含む)及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。なお、監督員が製作工場において立会及び監督員による検査(確認を含む)を行う場合、請負人は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
- (4) 監督員による検査(確認を含む)及び立会の時間は、本市の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 請負人は、契約書第 9 条第 2 項第 3 号、第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項若しくは同条第 2 項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合にあっても、契約書第 17 条及び第 29 条に規定する義務を免れないものとする。
- (6) 段階確認は、次に掲げる項目に基づいて行うものとする。
 - ア. 請負人は、「施工計画書」に定めた工種、監督員の定めた工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
 - イ. 請負人は、事前に段階確認に係る報告(工種、予定時期、確認する事項等)を行わなければ

ばならない。

ウ. 段階確認は、請負人が臨場するものとし、確認を受けた後に速やかに試験成績書等を監督員に提出しなければならない。

エ. 請負人は、監督員に、完成時不可視になる工事の部分の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

19. 工事完成検査

- (1) 請負人は、契約書第 29 条の規定に基づき、「工事完成届」を監督員に提出しなければならない。
- (2) 請負人は、「工事完成届」を本市に提出する際には次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - ア. 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。
 - イ. 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、本市の請求した改造が完了していること。
 - ウ. 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
 - エ. 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を本市と締結していること。
- (3) 検査員は、監督員及び請負人の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア. 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査をおこなう。
 - イ. 工事実施状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- (4) 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負人に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
- (5) 請負人は、当該工事完成検査については、18. 監督員による検査及び立会等(3)の規定を準用する。

20. 出来高検査等

- (1) 請負人は、契約書第 36 条第 1 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第 37 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、出来高に係わる検査を受けなければならない。
- (2) 請負人は、契約書第 36 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に「工事部分払請求書兼工事出来高内訳書」を作成し、本市に提出しなければならない。
- (3) 検査員は、監督員及び請負人の臨場の上、工事目的物を対象として「工事部分払請求書兼工事出来高内訳書」と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア. 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - イ. 工事実施状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- (4) 請負人は、検査員の指示による修補については、前条の第 4 項の規定に従うものとする。
- (5) 請負人は、当該工事完成検査については、19. 監督員による検査及び立会等(3)の規定を準用する。
- (6) 請負人は、契約書第 32 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に「中間前払金認定請求書兼認定調書」を作成し、本市に提出しなければならない。

21. 部分使用

- (1) 本市は、請負人の承諾を得て部分使用できるものとする。
- (2) 請負人は、本市が契約書第 31 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、本市による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。

22. 施工管理

- (1) 請負人は、工事の施工にあたっては、「施工計画書」に示される作業手順に従って施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理を行なわなければならない。
- (2) 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。
 - ア. 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - イ. 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - ウ. 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - エ. 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
- (3) 請負人は施工に先だち工事現場ごとに公衆が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び請負人名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。
- (4) 請負人は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- (5) 請負人は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへの影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が請負人の過失によるものと認められる場合、請負人自らの負担で原形に復旧しなければならない。
- (6) 請負人は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- (7) 請負人は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。
- (8) 請負人は、自らの責任において施工管理を行い、その記録及び関係書類を遅滞なく作成、保管し、完成検査時に必要に応じて提示しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。
- (9) 現場代理人及び監理技術者(主任技術者)は、現場作業員及び市民から見た責任者を明確化するため、腕章の着用を義務付けるものとする。なお、腕章の仕様については、監督員と協議し、腕の見易い所に着用することを原則とする。また、腕章の他に、名札を着用することが望ましい。

23. 履行報告

請負人は、契約書第 11 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、本市に提出しなければならない。

24. 工事関係者に対する処置請求

- (1) 本市は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、請負人に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 本市は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、請負人に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

25. 後片付け

請負人は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負人の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

26. 事故報告書

請負人は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに本市に通報するとともに、監督員に別途事故報告様式を提出するものとする。ただし、監督員が指示する場合は、下記 URL にアクセスし、事故報告様式に入力し、監督員が指示する期日までにホームページ上で発注者に提出しなければならない。

URL : <https://sas.hrr.mlit.go.jp/>

27. 環境対策

- (1) 請負人は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- (2) 請負人は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、請負人は 32. 官公庁等への手続等(5)及び(7)の規定に従い対応しなければならない。
- (3) 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負人に対して、請負人が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、請負人は必要な資料を提示しなければならない。
- (4) 請負人は、バックホウ・発動発電機(可搬式)等『ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kW 以上、260kW 以下)と搭載した建設機械に限る』の建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領(建設大臣官房技術審議官通達)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。排ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を搭載した建設機械を使用する場合、請負人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。

- (5) 監督員は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(建設省告示、平成9年7月31日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる。
- (6) 請負人は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。)」第6条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達物品の使用を積極的に推進するものとする。
- (7) 請負人は、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、特定建設作業開始7日前(届出日は日数の算定に加えない)までに「特定建設作業実施届出書」を環境局保全部環境保全指導課大気環境係に提出しなければならない。

URL:<http://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kankyokyoku/air/tokken/tokkenntodoke.html>

また、監督員から請求があった場合は、必要な資料を直ちに提示しなければならない。

28. 文化財の保護

- (1) 請負人は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、本市に報告し、その指示に従わなければならない。
- (2) 請負人が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、本市との契約に係る工事に起因するものとみなし、本市が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

29. 施設管理

請負人は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第31条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以ってしても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について本市と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

30. 不法無線局の排除

請負人は、電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事用車両を使用しないものとする。

31. 諸法令の遵守

- (1) 請負人は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負人の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおり

りである。

会計法	(昭和 22 年 法律第 35 号)
建設業法	(昭和 24 年 法律第 100 号)
下請代金支払遅延等防止法	(昭和 31 年 法律第 120 号)
労働基準法	(昭和 22 年 法律第 49 号)
労働安全衛生法	(昭和 47 年 法律第 57 号)
作業環境測定法	(昭和 50 年 法律第 28 号)
じん肺法	(昭和 35 年 法律第 30 号)
雇用保険法	(昭和 49 年 法律第 116 号)
労働者災害補償保険法	(昭和 22 年 法律第 50 号)
健康保険法	(大正 11 年 法律第 70 号)
中小企業退職金共済法	(昭和 34 年 法律第 160 号)
建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和 51 年 法律第 33 号)
出入国管理及び難民認定法	(昭和 26 年 政令第 319 号)
道路法	(昭和 27 年 法律第 180 号)
道路交通法	(昭和 35 年 法律第 105 号)
道路運送法	(昭和 26 年 法律第 183 号)
道路運送車両法	(昭和 26 年 法律第 185 号)
砂防法	(明治 30 年 法律第 29 号)
地すべり等防止法	(昭和 33 年 法律第 30 号)
河川法	(昭和 39 年 法律第 167 号)
海岸法	(昭和 31 年 法律第 101 号)
港湾法	(昭和 25 年 法律第 218 号)
港則法	(昭和 23 年 法律第 174 号)
漁港漁場整備法	(昭和 25 年 法律第 137 号)
下水道法	(昭和 33 年 法律第 79 号)
航空法	(昭和 27 年 法律第 231 号)
公有水面埋立法	(大正 10 年 法律第 57 号)
軌道法	(大正 10 年 法律第 76 号)
森林法	(昭和 26 年 法律第 249 号)
環境基本法	(平成 5 年 法律第 91 号)
火薬類取締法	(昭和 25 年 法律第 149 号)
大気汚染防止法	(昭和 43 年 法律第 97 号)
騒音規制法	(昭和 43 年 法律第 98 号)
水質汚濁防止法	(昭和 45 年 法律第 138 号)
湖沼水質保全特別措置法	(昭和 59 年 法律第 61 号)
振動規制法	(昭和 51 年 法律第 64 号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年 法律第 137 号)
資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成 3 年 法律第 48 号)
文化財保護法	(昭和 25 年 法律第 214 号)
砂利採取法	(昭和 43 年 法律第 74 号)

電気事業法	(昭和 39 年 法律第 170 号)
消防法	(昭和 23 年 法律第 186 号)
測量法	(昭和 24 年 法律第 188 号)
建築基準法	(昭和 25 年 法律第 201 号)
都市公園法	(昭和 31 年 法律第 79 号)
水道法	(昭和 32 年 法律第 177 号)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 12 年 法律第 104 号)
土壤汚染対策法	(平成 14 年 法律第 53 号)
駐車場法	(昭和 32 年 法律第 106 号)
海上交通安全法	(昭和 47 年 法律第 115 号)
海上衝突予防法	(昭和 52 年 法律第 62 号)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(昭和 45 年 法律第 136 号)
船員法	(昭和 22 年 法律第 100 号)
船舶職員及び小型船舶操縦者法	(昭和 26 年 法律第 149 号)
船舶安全法	(昭和 8 年 法律第 11 号)
自然環境保全法	(昭和 47 年 法律第 85 号)
自然公園法	(昭和 32 年 法律第 161 号)
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(平成 12 年 法律第 127 号)
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成 12 年 法律第 100 号)
河川法	(昭和 39 年 法律第 168 号)
技術士法	(昭和 58 年 法律第 25 号)
漁業法	(昭和 24 年 法律第 267 号)
漁港漁場整備法	(昭和 25 年 法律第 137 号)
空港法(旧空港整備法)	(昭和 31 年 法律第 80 号)
計量法	(平成 4 年 法律第 51 号)
厚生年金保険法	(昭和 29 年 法律第 115 号)
航路標識法	(昭和 24 年 法律第 99 号)
資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成 3 年 法律第 48 号)
最低賃金法	(昭和 34 年 法律第 137 号)
職業安定法	(昭和 22 年 法律第 141 号)
所得税法	(昭和 40 年 法律第 33 号)
水産資源保護法	(昭和 26 年 法律第 313 号)
船員保険法	(昭和 14 年 法律第 73 号)
著作権法	(昭和 45 年 法律第 48 号)
電波法	(昭和 25 年 法律第 131 号)
電気工事士法	(昭和 35 年 法律第 139 号)
電気用品安全法	(昭和 36 年 法律第 234 号)
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(昭和 42 年 法律第 131 号)
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(昭和 44 年 法律第 84 号)
農薬取締法	(昭和 23 年 法律第 82 号)

毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年 法律第 303 号)
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成 17 年 法律第 51 号)
公共工事の品質確保の促進に関する法律	(平成 17 年 法律第 18 号)
警備業法	(昭和 47 年 法律第 117 号)
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	(平成 15 年 法律第 58 号)
製造物責任法	(平成 6 年 法律第 85 号)
ガス事業法	(昭和 29 年 法律第 51 号)
高圧ガス保安法	(昭和 26 年 法律第 204 号)
毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年 法律第 303 号)
肥料取締法	(昭和 25 年 法律第 127 号)
悪臭防止法	(昭和 46 年 法律第 91 号)
兵庫県環境の保全と創造に関する条例	
神戸市廃棄物の適正処理, 再生利用及び環境美化に関する条例	
緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例	
神戸市民の環境をまもる条例	

- (2) 請負人は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、本市に及ばないようにならなければならない。
- (3) 請負人は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし、不適當な場合や、矛盾していることが判明した場合には直ちに本市に報告しなければならない。

32. 官公庁への手続き等

- (1) 請負人は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 請負人は、工事施工にあたり請負人の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書のとおり実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督員の指示を受けなければならない。
- (3) 請負人は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を「施工計画書(現場施工)」に記載しなければならない。
- (4) 請負人は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員へ提出しなければならない。
- (5) 請負人は、手続きに許可承諾条件がある場合は、これを遵守しなければならない。なお、請負人は許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 請負人は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (7) 請負人は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負人が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- (8) 請負人は、関係官公署、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負人は、交渉に先立ち、本市に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

- (9) 請負人は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時本市に報告し、指示があればそれに従うものとする。

33. 施工時間の変更

- (1) 請負人は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。
- (2) 請負人は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって本市に提出しなければならない。

34. 事前調査

- (1) 請負人は、工事契約後技術的打合せと並行して、工事現場及び既存設備の調査並びに施工箇所の実測等工事に必要な準備を行わなければならない。実測調査に必要な土木・建築原図及び既存設備の図書等は、本市より貸与し、その貸与期間は2週間程度とする。構造物が完成していない場合は、図面により検討を行い、構造物の完成後、直ちに調査及び実測をすること。
- (2) 請負人は、現地工事開始前までに測量を実施し、測量標(仮 BM)、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は本市の指示を受けなければならない。また請負人は、測量結果を本市に提出しなければならない。
- (3) 請負人は、測量標(仮 BM)の設置にあたって、位置及び高さの変動の内容にしなければならない。
- (4) 請負人は、測量標(仮 BM)、工事中用多角点及び重要な工事中用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、本市の承諾を得て移設することができる。
- (5) 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中用基準面を基準として行うものとする。

35. 提出書類

- (1) 請負人は、提出書類を提出書類一覧(付録 参照)等に基づいて、本市に提出しなければならない。これに定めのないものは、本市の指示する様式によらなければならない。(提出された書類のうち、個人情報に関するものについては、工事の目的以外には使用しません。)
- (2) 契約書第 9 条第 4 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、本市に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

36. 不可抗力による損害

- (1) 請負人は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 28 条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに「工事災害通知書」により本市に報告するものとする。
- (2) 契約書第 28 条第 1 項に規定する天災等とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - ア. 波浪、高潮に起因する場合
波浪、高潮が想定している設計条件以上または、周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

イ. 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 24 時間雨量 (任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80mm 以上
- ② 1 時間雨量 (任意の 60 分における雨量をいう。)が 20 mm 以上
- ③ 連続雨量 (任意の 72 時間における雨量をいう。)が 150 mm 以上
- ④ その他設計図書で定めた基準

ウ. 強風に起因する場合

最大風速(10 分間の平均風速で最大のもの)が 15m/秒以上あった場合

エ. 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

オ. 地震、津波及び豪雪に起因する場合

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

- (3) 契約書第 28 条第 3 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、第 2 章安全管理及び契約書第 25 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負人の責によるとされるものをいう。

37. 特許権等

- (1) 請負人は、特許権などを使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
- (2) 請負人は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により本市に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、本市と協議するものとする。
- (3) 本市が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号第 2 条第 1 項第 1 号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は本市に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が本市に帰属する著作物については、本市はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

38. 保険の付保及び事故の補償

- (1) 請負人は、工事目的物およびその材料等に対し、損害保険等に参加しなければならない。保険期間は現場施工着手日から工事目的物引き渡しの日までとする。また加入した保険証の写しを監督員に提出すること。
- (2) 請負人は、雇用保険法、労働者災害補償保険法(以下、「労災保険」という。)、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に参加しなければならない。
- (3) 請負人は、法定外の労災保険に付さなければならない。また、法定外の労災保険への付保の状況を確認するために、証券の写しを監督員に提出しなければならない。
- (4) 請負人は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- (5) 請負人は、建設業退職金共済制度に参加し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約

締結後1ヶ月以内及び工事完成時に、本市に提出しなければならない。なお、この期間内に収納書を提出できない特別な事情がある場合においては、これに代えて理由書を提出すること。

39. 臨機の措置

- (1) 請負人は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負人は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
- (2) 本市は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負人に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

40. 集中豪雨等の対策

- (1) 請負人は、大雨等に関する気象情報により、相当の降雨が事前に予想される場合には、原則として当日の工事を中止すること。また、請負人は、工事の中止を行う場合は、その内容をすみやかに本市へ報告しなければならない。
- (2) 請負人は、気象情報・注意報のみならず、雨量データ等のリアルタイムの情報について工事現場において速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を工事中止の判断に活用すること。

※ レインマップこうべ(神戸市降雨情報)

パソコン、スマホ、携帯電話共通 <http://rainmap-kobe250.jp/>

※ ひょうご防災ネット

神戸市(安全・安心情報) <http://bosai.net/community/index.do?id=3>

- (3) 請負人は、集中豪雨などが発生した際の現場作業員の退避行動(情報伝達体制を含む)について、事前に十分確認すること。

41. 工事中電力及び水

- (1) 工事中の電力及び水については、設計図書に記載のない限り関西電力(株)、神戸市水道局などの供給者の関係規程に従って、請負人がこれに必要な仮設物を設置しなければならない。
- (2) 設計図書に基づいて本市から電力の供給を受ける場合は、「工事中電力使用願書」を作成の上、監督員に提出し承諾を受けること。
- (3) 工事中作業用電源として、10kW以上の可搬型発電機を設置する場合は、経済産業省中部近畿産業保安監督部に移動式電気工作物の保安規定および電気主任技術者の選任届を提出し、その写しを本市に提出すること。

42. 現場事務所・資材置き場等

工事期間中の材料倉庫、現場事務所などの仮設物を本市敷地内に設置する場合は、「仮設物設置許可申請書」に位置図及び仮設物外形図を添付の上、監督員に提出し、承諾を受けなければならない。また、仮設物の設置に当たっては、関係法規を守らなければならない。

43. 承諾図書

- (1) 請負人は、設計図書に基づき処理場及びポンプ場の機器・プラントとしての設計意図(機能性・安全性・維持管理性等)を十分に把握し、現場実測を行ったうえで「承諾図書」を作成しなければならない。
- (2) 承諾図書は、「承諾図書一覧表」(付録 参照)によるほか、必要に応じて監督員が指示する。承諾図書は順次分割し、「承諾図書リスト」を添付して遅滞なく提出すること。
- (3) 承諾図書のうち、プラントの設計に係る図書は、自社で作成しなければならない。
- (4) 監督員が承諾した後の承諾図書は、設計図書を補完するものである。
- (5) 仕様は原則として変更を認めないが、やむを得ず仕様変更の必要があるときは、本市監督員と協議の上承諾を得なければならない。なお、必要のある事項については契約書に基づき契約変更を行う。
- (6) 承諾図書により承諾を得てからでなければ製作に着手及び施工することはできない。
- (7) 請負人が据付けた機器・プラントにおいて、承諾図書で推定困難な不都合箇所(性能・各種機能・構造等)が生じた場合は、その原因を明確にし、機器・プラントの全部又は一部を請負人の責任において変更又は改修するものとする。
- (8) 承諾図書作成に当り、機器・プラントが公害の発生源とならないための公害防止、寒冷地及び地震の対策を十分考慮しなければならない。
- (9) 請負人は、監督員が承諾した内容を反映したものを提出する。

44. 品質及び出来形

- (1) 品質及び出来形の規格値は、一般仕様書及び設計図書による。
- (2) 請負人は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を、請負人の責任と費用負担において整備、保管し、監督員から請求のあった場合は遅滞なく提出するとともに、検査時に提出しなければならない。

45. 工事写真

請負人は、「工事記録写真帳作成要領」(付録 参照)に基づき「工事記録写真帳」を作成し提出すること。

46. 完成図書

請負人は、工事完成迄に維持管理上必要な「完成図書」等を「完成図書作成要領」(付録 参照)に基づいて作成製本し提出すること。

47. 他の仕様書の適用

請負人は、設備工事の中に土木工事等が含まれるものについては、神戸市土木請負工事共通仕様書等に準拠して施工しなければならない。

第2節 検査

1. 検査等の種類

検査の種類は下記のとおりである。

- (1) 本市の行う検査
 - ア. 完成検査
 - イ. 出来高検査
 - ・ 既済部分検査
 - ・ 完済部分検査
 - ウ. 随時検査
 - ・ 中間技術検査
 - エ. 担保検査
- (2) 監督員による検査
 - ア. 社内検査の立会
 - イ. 機器・主要資材搬入の検査
 - ウ. 据付確認等の出来形の検査
- (3) 請負人の行う検査
 - ア. 社内(工場)検査
 - イ. 社内(現場)検査
- (4) 監督官庁による検査
 - ア. 官庁検査

2. 検査の内容

検査の内容は下記のとおりである。

- (1) 書類による検査
 - ア. 契約履行手続に関する書類検査
 - イ. 施工計画、施工体制に関する書類検査
 - ウ. 施工状況、提出書類に関する検査
- (2) 実地による検査
 - ア. 外観、構造、主要寸法検査並びに性能検査
 - イ. 規定、規格による検査
 - ウ. 操作、模擬試験
 - エ. 組立て、据付け状態の検査
 - オ. 実地操作試験
 - カ. その他検査員が必要と認めるもの

3. 完成検査

完成検査は、工事の完成を確認するための検査で、次のとおりとする。

なお、完成検査は、出来高検査において検査した部分を含む完成したすべての工事内容について行う。

- (1) 書類に基づく確認検査を行う。

- ア. 契約履行に関する内容の確認
 - イ. 設計図書、承諾図書、社内(工場)検査の試験成績書に基づく仕様、性能の確認
 - ウ. 現場試験成績書・写真帳に基づく仕様、性能等の確認
 - エ. 完成図書の検査
- (2) 実地における検査は、次のとおり実施する。
- ア. 外観、構造、寸法、数量、組立て、据付け、施工状態等の検査
 - イ. 性能検査、性能機能の確認検査
 - ウ. 運転検査(単独検査)《操作・運転について無負荷及び実負荷にて検査》
- (3) 性能については、下記事項に該当する場合には、省略することができる。
- ア. 公的機関の検査、試験を受けなければならない製品又は受けることを設計図書で指示された製品については、合格証及び検査試験成績書により確認することができる場合
 - イ. 社内(工場)検査の試験成績書により確認することができる場合

4. 既済部分検査

既済部分検査は、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査である。

- (1) 工事の既済部分について次の検査を行う。
- ア. 外観構造検査
 - イ. 性能検査
 - ウ. 運転検査
- (2) 据付けが未完了のものについては、前項の検査のうち可能な事項について検査を行う。

5. 完済部分検査

完済部分検査は、設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該部分を確認するための検査である。検査の内容については、完成検査に準ずる。

6. 中間技術検査

- (1) 中間技術検査は、神戸市契約規則第58条に定める随時検査のうち、適正かつ円滑な工事施工に資するために施工途中に実施される技術検査である。
- (2) 中間技術検査の対象工事は、次の各号に定めるところによる
- ア. 当初契約金額が5億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事
 - イ. 当初契約金額が1億円以上の低入札価格契約工事
 - ウ. 設計担当課長もしくは工事担当課長が必要と定めた場合
- (3) 実施時期
- ア. 中間技術検査の実施は、完成・出来高の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うことを原則とする。
 - イ. 中間技術検査は最低1回以上行うものとし、工期が1年未満の工事は1回程度、1年以上の工事は2回程度行うものとする。
 - ウ. 出来高検査はこれを兼ねることができる。
- (4) 中間技術検査の検査日時等については、監督員が通知するものとする。

- (5) 中間技術検査は、完成検査及び出来高検査の基準に準じて行うものとする。
- (6) 中間技術検査で確認した部分については、完成検査及び出来高検査時の技術的な確認を省略することができる。その後の現場状況の変化や請負人の管理状況等から再度の技術的な確認が必要な場合はこの限りでない。
- (7) 中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について技術的な確認は行うが、給付の対象としない。
- (8) 検査は、検査日の前日までの出来形を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア. 施工管理状況について、書類、記録及び写真等に基づき検査を行う。
 - イ. 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (9) 請負人は、この検査により確認した出来形部分の工事目的物の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良に管理しなければならない。

7. 担保検査

- (1) 担保検査は、完成済工事の担保期間が満了するとき、契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という)があるか確認するための検査で、次のとおりとする。
 - ア. 外観構造検査
 - イ. 運転検査
- (2) 検査は担保期間満了前2週間以内に指定された検査員により実施する。
- (3) 検査により、契約不適合が発見された場合、請負人の技術者等の立ち会いのもと、契約不適合部分の確認を行う。
- (4) 手直しに際し、池、ピット及び水路などの排水並びに清掃等は本市が行うほか、必要な特殊分解工具、電力及び水は本市が支給する。
- (5) 契約不適合部分の手直し期間は本市から指示した期間とし、手直し完了後は本市の立ち会いのもと再検査を受けなければならない。

8. 機器・工事資材搬入の確認

工事現場に搬入する機器・工事資材は、事前に「機器・材料搬入簿」を提出し、監督員の確認を受けなければならない。この際工場検査等の試験成績書、製作者の検査試験成績書、合格証、各種証明書により、仕様・その他の確認に合格したものでなければ搬入・据付けしてはならない。ただし、軽易な材料については、搬入の確認を省略することができる。

9. 請負人が行う検査

請負人は、工事の施工過程において次に掲げる検査を実施し、品質管理の徹底を図るものとする。なお、検査に要する費用はすべて請負人の負担とする。

- (1) 社内(工場)検査
 - ア. 請負人は、各機器について、製作完了後に社内(工場)検査を実施しなければならない。社内(工場)検査に当たっては、その14日前までに、「社内(工場)検査通知書」を監督員に提出するものとする。また、主要機器については、社内(工場)検査に監督員が立会うことがある。立会対象機器については、請負人から提出された「社内(工事)検査通知書」にて監督員より指示する。

社内(工場)検査の内容は次の通りとする。

- ・ 承諾図書等に基づく仕様、性能の確認
- ・ 図面、写真等での数量、出来形の確認

イ. 検査に監督員が立会う場合は、事前に「社内(工場)検査要領書」を提出しなければならない。

「社内(工場)検査要領書」には、次の内容を含むものとする。

- ・ 検査日時及び日程
- ・ 検査項目
- ・ 判定基準(設計図書、社内基準、その他技術基準等)
- ・ 実施場所(概略地図、交通手段等含む)

ウ. 検査に監督員が立会う場合、検査の実施場所は、一定工場とし、検査が能率的かつ正確に実施できるように努める。

エ. 検査終了後、社内審査を経た試験成績書および写真帳を含めた「社内(工場)検査報告書」として、速やかに監督員に提出すること。

(2) 社内(現場)検査

ア. 請負人は、据付工事についてその工程毎及び、全ての据付・試験が終了した後に、必要な社内(現場)検査を実施しなければならない。

イ. 請負人は、検査試験等社内(現場)検査の日程及び方法を事前に「施工計画書」等で明らかにしておくこと。監督員が指定するものや、完成時不可視になる部分については、監督員の立会を受けなければならない。

ウ. 請負人は、工事に係る全ての社内(現場)検査終了後、「社内(現場)検査報告書」に検査試験成績書、その他の据付検査記録等を添付して速やかに監督員へ提出するものとする。

10. 官庁検査等

(1) 工事対象物が電気事業法、消防法その他関係法令に基づき監督官庁の使用前検査を受ける必要のあるものは、その検査対象設備にかかわる管理責任者(電気主任技術者、防火管理者等)の指揮のもと、当該工事監督員の総括により受検するが、請負人はその責任において受験に協力する義務を負うものとする。

(2) 工事対象物が電気事業法第50条の2第1項で規定する「使用前自主検査」又は電気事業法第52条第1項で規定する「溶接自主検査」を行う必要のあるものは、当該自家用電気工作物の主任技術者(電気、ダム水路、ボイラー・タービン)による指示に従い、当該工事監督員の指揮監督において実施するので、請負人は現場代理人の総括により受験すること。

(3) 受検にあたっては、事前に必要な資料を準備するとともにその順序・方法・人員配置及び分担等について監督員と十分打合せを行うこと。なお、受検当日の予定については、監督員の指示によること。

第2章 安全管理

第2章 安全管理

1. 工事中の安全管理

- (1) 請負人は、「労働安全衛生法」等その他関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱(事務次官通達)」に従うとともに、「土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達)」及び「建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、総合政策局建設施工企画課長通達)」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負人を拘束するものではない。
- (2) 請負人は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- (3) 請負人は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- (4) 請負人は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- (5) 請負人は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲い、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
- (6) 請負人は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- (7) 請負人は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- (8) 請負人は、請負人による工事現場の安全管理パトロールを実施するものとし、毎日安全管理者が行うほか、社内組織によっても概ね毎月1回実施し、工事安全管理点検票等で報告するものとする。
- (9) 請負人は、「土木請負工事における安全管理・訓練等の実施について」(建設大臣官房技術調査室長通達)及び「建設工事の安全対策に関する措置について」(建設大臣官房技術調査室)に基づいて、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、その実施状況については、ビデオ又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。
 - ① 安全活動のビデオ等視聴覚資料における安全教育
 - ② 当該工事内容等の周知徹底
 - ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - ④ 当該工事における災害対策訓練
 - ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

- (10) 請負人は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、海上保安部、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全の確保をしなければならない。
- (11) 請負人は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- (12) 本市が、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、請負人を指名した場合には、請負人はこれに従うものとする。
- (13) 請負人は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
- (14) 請負人は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督員及び関係官公庁へ直ちに通知し、指示を受けるものとする。
- (15) 請負人は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び処理場の運転状況等を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
- (16) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。
- (17) 請負人は、工事施工個所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
- (18) 請負人は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置について占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- (19) 請負人は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し協議を行ったうえで、応急処置をとり、補修しなければならない。

墜落防止の措置

(土木工事安全施工技術指針(令和 4 年 2 月)、第 2 章安全措置一般から抜粋)

足場通路等からの墜落防止措置

- (1) 高さが 2m 以上の箇所で作業を行う場合は、足場を組み立てる等の方法により安全な作業床を設け、手摺には必要に応じて中さん、幅木を取り付けること。
- (2) 作業床、囲い等の設置が著しく困難な時、又は作業の必要上から臨時に囲い等を取り外す時は、防網を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じること。
- (3) 高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所で、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業は、特別教育を受けたものが行うこと。
- (4) 足場及び鉄骨の組立、解体時には、要求性能墜落制止用器具が容易に使用出来るよう親綱等の設備を設けること。
- (5) 足場等の作業床は、日常作業開始前及び必要に応じ点検し保守管理に努めること。この際に、工事の進捗、現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作

業の種類等に応じて適切な方法をとる、安全確保を図ること。

- (6) 通路の主要な箇所には、安全通路であることを示す表示をすること。
- (7) 坑内あるいは夜間作業を行う場合には、通路に正常の通行を妨げない範囲内で必要な採光又は照明設備を設けること。
- (8) 通路面は、つまずき、滑り、踏み抜き等の危険がない状態に保持すること。

作業床端、開口部からの墜落防止措置

- (1) 作業床の端、開口部等には、必要な強度の囲い、手すり、覆い等を設置すること。
- (2) 囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外す時は、安全確保のため防網を張り、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じること。
- (3) 床上の開口部の覆い上には、原則として材料等を置かないこととし、その旨を表示すること。
- (4) 棚、覆い等をやむを得ず取り外して作業をする場合には、当該場所への関係作業員以外の立入を禁止する標識を設置し、監視員を配置すること。また、取り外した囲い等は、作業終了後直ちに復旧すること。

掘削作業における墜落防止措置

- (1) 墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では、親綱を設置し、要求性能墜落制止用器具を使用させること。その際、親綱の上方のり面との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮すること
- (2) 斜面を昇降する必要のある場合には、安全な昇降設備を設けること。施工上当該措置が講じ難いときは親綱を設置し要求性能墜落制止用器具を使用させること。この場合、親綱の固定部は、ゆるみ等が生じないよう十分安全性について確認すること。のり肩を通路とする際には、転落防止柵等を設けること。
- (3) 土留・支保工内の掘削には、適宜通路を設けることとし、切梁、腹起し等の土留・支保工部材上の通行を禁止すること。

作業員に対する措置

- (1) 新規に入場した作業員に対しては、当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について、事前に安全教育を実施すること。
- (2) 墜落防護工の無断取り外しの禁止について教育し、監督指導すること。
- (3) 要求性能墜落制止用器具等保護具の保管管理について指導すること。
- (4) 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。

2. 足場等の仮設設置

- (1) 請負人は、足場、登り桟橋、災害防止養生設備等の設置に当たり、建築基準法、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき、荷重に耐えるとともに突風等で転倒あるいは落下することの無い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行わなければならない。
- (2) 足場の設置を必要とする場合は、原則として手すり先行足場とし、その施工は「手すり先行工

法等に関するガイドライン(平成 21 年 4 月 厚生労働省)」によるものとする。

- (3) 請負人は、はしごによる昇降設備を設置した場合、安全ブロックを設ける等、転落事故防止に努めるものとする。
- (4) 請負人は、足場の設置、解体時には作業責任者を選任し、安全管理を徹底する。
また、各作業段階で安全が確保できるよう、足場の確保、転落防止対策、足場板等の各部材との結束を確実にを行い、事故防止に努めるものとする。
- (5) 請負人は、はしご、脚立の使用に当たり、適切な転倒防止措置をとるとともに、足場の十分な幅員の確保や滑り止めの使用、足場の最上部に乗った作業を禁止する等、転落事故防止に努めるものとする。

3. 酸素欠乏症等防止対策

請負人は、酸素欠乏症等防止規則(昭和 47 年労働省令第 42 号)を遵守し、工事中、酸素欠乏症を防止するために、酸素濃度、硫化水素濃度の測定その他必要な調査を行わなければならない。

4. 交通安全管理

- (1) 請負人は道路上での工事はもとより、資機材等の運搬その他においても、道路交通法等関係法令を遵守し、交通安全に努めなければならない。
- (2) 請負人は、工事用搬入路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 27 条によって処置するものとする。
- (3) 請負人は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せをおこない、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、過積載防止、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- (4) 請負人は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令(昭和 35 年 12 月 17 日総理府建設省令第 3 号)、道路工事現場における保安施設等の設置基準(神戸市)に基づき、安全対策を講じなければならない。
- (5) 本市が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負人の責任において使用するものとする。
- (6) 請負人は、特記仕様書に他の請負人と工事用道路を供用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負人と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- (7) 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。請負人は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他障害物を撤去しなくてはならない。
- (8) 請負人は、海上又は運河において工事を行う場合は、工事着手に先立ち監督員、関係官公署等と十分な打合せを行い、浮標・標識等の設置及び関係者への周知など必要な安全

対策を講じることにより、一般船舶の航行の安全を図り、事故を未然に防止するよう努めなければならない。

- (9) 請負人は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督員及び関係官公庁に通知しなければならない。
- (10) 工事の性質上、請負人が、水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- (11) 請負人は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値(表2-1)を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表2-1 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5 m
長さ	12.0 m
高さ	3.8 m
重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t
軸荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0 m

ここでいう車両とは、人が乗車、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

5. 鉛・クロム入り塗料の剥離作業

- (1) 鉛・クロム入り塗料の剥離や掻き落とし等作業を行う際は、作業前に塗料の成分を確認し、鉛等の有害物の有無を確認すること。
- (2) 上記の結果、有害物が確認された場合は、鉛中毒障害予防規則等関係法令に従い対策を実施すること。